

第33号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表看護学生修学資金の項を次のように改める。

<p>看護学生 修学資金</p>	<p>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の確保及び質の向上を図るため、次に掲げる者に対して貸し付けた資金</p> <p>(1) 看護職員を養成する学校又は施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来医療法（昭和23年法律第205号）</p>	<p>1 修士課程に係る貸付金以外の貸付金の貸付けを受けた者が、養成施設を卒業した日から1年（1の養成施設を卒業した後当該養成施設と種類を異にする養成施設（以下この号において「他種の養成施設」という。）へ進学し、その卒業までに当該養成施設の卒業を資格要件とする看護職員の免許（以下この号において「免許」という。）を取得することができない場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため免許を取得することができないと認められる場合には、当該他種の養</p>	<p>債務の全部</p>
----------------------	---	--	--------------

第7条の規定により許可を受けた病院（以下単に「病院」という。）のうち県内に所在するものその他知事が指定する施設又は団体（以下「医療施設等」という。）において、看護職員の業務に従事しようとするもの（(2)に掲げる者を除く。）及び看護師の免許を取得し、学校教育法による大学の修士課程又はこれと同等以上と認められる外国の大学院の修士課程（以下「修士課程」という。）において看護に関する

成施設を卒業した日又は当該やむを得ない事由がやんだ日から1年）以内に免許を取得し、直ちに（1の養成施設を卒業した後他種の養成施設へ進学し、その卒業までに免許を取得した場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該やむを得ない事由がやんだ後直ちに）医療施設等（当該貸付金が、養成施設に在学する者で、将来特定地域医療施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金である場合にあっては、特定地域医療施設等）のうち病床数（医療法第7条の規定による許可を受けた病床数をいう。）が200未満の病院その他知事が指定するも

専門知識を修得しようとする者で、将来医療施設等において看護職員の業務に従事しようとするもの

- (2) 養成施設に在学する者で、将来医療施設等（知事が指定する区域に所在するものに限る。以下「特定地域医療施設等」という。）において看護職員の業務に従事しようとするもの

の（以下「200床未満の病院等」という。）において看護職員の業務に就き、かつ、引き続いて5年間（島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成27年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。以下この項において「特例被貸与者」という。）にあっては、3年間）（他種の養成施設へ進学するため、又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事することができなかった期間を除く。）その業務に従事したとき。

- 2 修士課程に係る貸付金の貸付けを受けた者が、修士課程を修了した日か

ら1年（学校教育法による大学院の博士課程若しくはこれと同等以上と認められる外国の大学院の博士課程（以下「博士課程」という。）へ進学した場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該博士課程を修了した日又は当該やむを得ない事由がやんだ日から1年）以内に医療施設等において看護職員の業務に就き、かつ、引き続いて5年間（博士課程へ進学するため、又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事できなかった期間を除く。）その業務に従事したとき。

- 3 前2号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障

		のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
	4 修士課程に係る貸付金以外の貸付金の貸付けを受けた者が、200床未満の病院等において貸付金の貸付けを受けた期間（以下「貸付期間」という。）に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき（第1号	ア 看護職員の業務に従事した期間が貸付期間に相当する期間（貸付期間が2年に満たないときは2年）の2分の5（特例被貸与者にあつては、2分の3）に相当する期間以上であるとき。	債務の全部
		イ 看護職員の業務	債務の一部

		に該当する場合を除く。)	に従事した期間がアに規定する期間に満たないとき。	
		5 死亡したとき、又は心身に重度の障害を有することとなったことにより貸付金を返還することができなくなったと認められるとき。		債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。